

社会福祉法人福智会

評議員及び役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福智会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき評議員及び役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で言う役員等とは理事・監事をいう。

- (1) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員等のうち、主たる事業所に週4日以上、本会の業務に従事する者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び常勤理事（以下「常勤理事等」という）については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 退職報奨金を支給する。
- (3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与の支給はしない。
- (4) 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定)

第4条 理事長・常勤役員等に対する報酬等の額は次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職慰労金については、別表4に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額

- (2) 評議員及び役員等が任期満了、辞任、死亡により退任した場合、その在任期間に応じて別表 5 により退任慰労金を支払うことができる。但し死亡により退任した場合、その遺族に退任慰労金を支払う。

(当法人職員給与との併給)

第 6 条 当法人職員と兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、役員報酬として支給は行わない。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、当法人の職員の支給時期に準ずる。但し、支給する場合について、報酬額の決定の参考資料として人事院勧告で公表されている民間企業における主な役職の年間報酬額で平取締役 500 人以上 1,000 人以下の金額を参考にし、公表されている他法人の報酬額及び福智会の経営状況等を考慮して賞与も含め総額を決定する。

- 2 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 3 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を日割り計算して支給する。
- 4 本条第 3 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(出張旅費)

第 8 条 評議員及び役員等が、法人業務の為、出張する場合は、職員旅費規程により、交通費、旅費（日当、宿泊費）を支払う。

- 2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することが出来る。

(会議出席の報酬)

第 9 条 非常勤役員等に対する、報酬は当該会議に出席した場合、別表 3 により報酬を支払う。

(公表)

第 10 条 当法人はこの規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日より施行する

令和 3 年 11 月 1 日第 7 条第 1 項挿入

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役 職 名	役 員 報 酬 額
理事長	第 7 条により決定
常勤理事	第 7 条により決定

別表 2 (常勤役員等の賞与)

夏期賞与	報酬月額× 2.0 か月分
冬期賞与	報酬月額× 2.0 か月分

但し、法人及び施設等の業績等によっては支給しない事がある。

別表 3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

業 務	報酬の額
評議員会の出席他、法人及び施設業務の為の出席	10,000 円 (所得税控除後)

但し定款第 8 条第 2 項により各年度 1 人当たり 300,000 円を超えない範囲とする。

(2) 理事

業 務	報酬の額
理事会の出席他、法人及び施設業務の為の出席	10,000 円 (所得税控除後)

(3) 監事

業 務	報酬の額
理事会・評議員会の出席他、法人及び施設業務の為の出席	10,000 円 (所得税控除後)

(4) 評議員選任・解任委員

業 務	報酬の額
評議員会の出席他、法人及び施設業務の為の出席	10,000 円 (所得税控除後)

※職員には支給しない

別表 4 (退職慰労金)

(1) 理事長・常勤役員等の退職慰労金の算定式

但し、理事長の最終報酬が無報酬の場合は、報酬額は 100,000 円を月額報酬とする。

$$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times 0.5$$

※在任年数は 1 か年とし、端数は四捨五入する。1 年に満たない時は支給しない。

但し、法人及び施設等の業績等によっては減額する場合がある。

職員として兼務期間は在任期間から除く。

別表 5 (非常勤役員等の慰労金)

(1) 評議員

在任期間	慰労金
3 期未満	30,000 円
3 期以上	50,000 円

(2) 理事・監事

在勤期間	慰労金
3 期未満	30,000 円
3 期以上	50,000 円